

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年12月まで
② 昭和45年4月から49年12月まで
③ 昭和51年4月から52年3月まで
④ 平成3年3月から4年3月まで

私は、60歳になったとき、年金受給資格が無いことを知り、納得できなかった。私の前夫は、年金を60歳から受給しているが、当然、前夫が私の分の国民年金保険料も納付し、私も60歳から受給できるものと思っていた。申立期間①から③までについては、前夫に聞いたところ、当時は夫婦だったので、間違いなく保険料を納付していたと言われた。また、申立期間④については、前夫から、「平成4年10月6日に自分の保険料を納付した際、市役所の職員から、夫婦一緒に納付しなくてはいけないことを言われ、渋々納付した記憶が鮮明にある。」と言われたことをよく覚えている。申立期間①から④までを保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「昭和52年2月10日手帳発行」と印字されており、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと推認できるところ、当該被保険者名簿から、申立期間③直前の50年1月から51年3月までの国民年金保険料は52年2月18日に過年度納付され、申立期間③直後の同年4月から同年9月までの保険料は同年8月に現年度納付されていることが確認でき、申立期間③前後の保険料は納付済である。

また、A市の申立人の前夫に係る被保険者名簿から、申立人の前夫の昭和50年4月から51年3月までの保険料は52年2月2日に過年度納付され、51年4月から52年3月まで（申立人の申立期間③）の保険料は同年8月31日に過年度納付され、同年4月から同年9月までの保険料は同年8月に現年度納付されていることが確認でき、同年4月から9月までの保険料については、申立人に係る被保険者名簿においても同じ「52. 8」のゴム印が押されていることから、申立人と同日に納付していることが推認でき、申立人の前夫が申立人に係る申立期間③の保険料を過年度納付していたと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人に係る被保険者名簿において、「記事」の欄には、手書きで、「50.1～51.3 納付済（52.2.18現） 賸」、「50.4～51.4 現賸」と記載されており、50年4月から51年3月までが重複している上、オンライン記録では同年4月は未納と記録されており、行政側の記録管理に不自然な点がみられる。

- 2 申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳発行日である昭和52年2月10日時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効のため納付することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間④について、申立人は、申立人の前夫の平成2年12月から3年3月までの保険料4万2,000円及び同年4月から4年3月までの保険料10万8,000円を4年10月6日にB銀行で納付した領収証書の写しを申立人の前夫から入手し、「前夫は、『4年10月6日に自分の保険料15万円（前記の4万2,000円及び10万8,000円）を納付した。さらに、残った11万6,400円で自分の4年4月以降の保険料を納付しようとしたが、市役所の職員から、夫婦一緒に納付しなくては行かないと言われ、その残った金額をあなたの保険料として渋々納付した。4年4月以降の自分の保険料は、その後、こつこつ働きながら、納付したことをしっかり覚えている。』と言っていた。」と主張している。

さらに、申立人は、前記に加え、「前夫の平成2年12月から3年3月までの保険料は3万3,600円が正しく、領収証書に記載された4万2,000円は誤りであり、前夫から入手した当該領収証書には、その差額8,400円については私の同年3月の保険料として、同年4月から4年3月までの保険料10万8,000円と併せて、合計11万6,400円を納付した旨が書かれている。」とも主張している。

しかし、申立人の前夫の平成2年12月から3年3月までの保険料の

領収証書に記載された金額4万2,000円は誤りであることが認められるものの、申立人の上記の主張から、申立人の申立期間④の保険料が納付されていたと推認するのは困難である。

加えて、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、当時の保険料の納付状況が明確ではない上、申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月

私は、昭和45年9月頃にA区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む20歳以降の国民年金保険料は納付しているはずであり、一方、私の父も、42年9月頃にC市役所の窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚した45年12月までの保険料をC市役所の窓口で納付してくれていたと思う。

昭和47年3月29日に2冊の国民年金手帳が統合され、重複して納付された保険料については、A区役所B出張所の職員から、将来の保険料に充当し、前納で保険料を納付したことにするとの説明を受けたのだから、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間及びその直前の国民年金の被保険者記録について、昭和43年9月1日の資格取得及び44年11月1日の資格喪失の記録は、いずれも平成20年11月26日に追加された記録となっている上、D市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和43年7月12日に国民年金の資格を喪失し、45年9月12日に資格を再取得した記載になっていることから、申立期間当時、申立人は、申立期間を含む43年7月から45年8月までの期間は国民年金被保険者ではなかったものとして取り扱われていたことが推測できる。

しかし、一方、申立人の特殊台帳には昭和43年10月11日に国民年金手帳が交付された記載が確認できること、及びA区の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の備考欄に「再」の押印が確認できることから、43年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、厚生年金保

険から国民年金への切替手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の特殊台帳には、昭和43年7月から44年9月までの保険料が45年1月25日に還付された記載が確認できるが、オンライン記録によると、この還付された期間のうち43年9月から44年9月までの期間は、平成20年11月26日に納付済期間として追加された記録になっており、このことについて、年金事務所では、「厚生年金保険加入を理由に還付されていたが、昭和43年9月1日に国民年金に加入していたため誤還付であり、納付記録を追加した。」と回答している。

さらに、C市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、A区で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号で、申立期間を含む昭和42年9月から46年9月までの49か月分の保険料が納付済みと記載されていることが確認でき、申立人の主張どおり、申立人の父が、申立人とは別に、申立人の当該期間の保険料をC市において納付していたことが確認できる。

加えて、申立人の父がC市において納付した49か月分の保険料は還付されるべきものであるが、A区及びC市でそれぞれ払い出された国民年金手帳記号番号が昭和47年3月29日に統合されているにもかかわらず、当該保険料は還付された形跡はうかがえず、申立人の特殊台帳によると、申立人の申述どおり、当該保険料は同年8月から49年7月までの24か月分の前納保険料として充当され、その保険料額は1万2,550円と記載されているが、申立人の父が納付した49か月分の保険料の合計額に不足している。

以上のことを踏まえると、申立人の国民年金の資格取得時における事務処理及び二つの手帳記号番号の統合処理に行政側の過誤があったものと考えられ、申立期間当時、申立人は、国民年金被保険者であり、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 49 年 12 月まで
② 昭和 52 年 1 月及び同年 2 月

私は、結婚した昭和 48 年 8 月*日前後に、元妻と一緒に A 市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。その際、市の職員から過去に遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、未納であった申立期間①の保険料を一括で納付した。納付後は市の職員から、「20 歳以降未納はありません。」と言われたことを覚えている。また、その後は元妻が私の保険料を納付していたので、申立期間②の保険料は納付しているはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 52 年 3 月頃に行われたと推認でき、この時点において、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻は申立期間②に係る保険料を納付していることを踏まえると、申立人の申立期間②に係る保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は加入手続を行ったときに保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の加入手続が行われたと推認できる昭和 52 年 3 月時点では、時効により保険料を納付することができな

い期間である上、時効となった未納保険料を一括納付する方法として過去に3回実施された特例納付制度の利用が考えられるが、同年3月に特例納付は実施されておらず、加入時において保険料を一括納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の元妻は、申立人の申立期間①に係る保険料は加入手続を行った昭和48年8月*日前後に沖縄特別措置により一括納付したと申述しているところ、沖縄特別措置による保険料の追納は、14年4月1日以前に生まれた者が対象とされており、申立人は対象者に該当しない上、基礎年金制度の導入に伴い61年に改正された沖縄特別措置による保険料の追納は、62年1月1日から平成4年3月31日までの期間において実施されており、申立人の元妻が申述する納付時期と相違していることから、申立人が上記沖縄特別措置により申立期間①の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（事業所記号：B）（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和37年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月1日まで
私の年金記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、A社には申立期間においても継続して勤務していたので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人のA社における業務内容の具体的な記憶から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、申立期間前後の期間を通じてA社D案内所に勤務しており、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立期間前後の期間と業務内容、勤務形態及び職種は変わらなかったと述べている上、申立期間当時、A社本社及びA社E支店における組織変更に関する申立人の記憶は複数の元同僚の供述とも符合しており、その信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、A社E支店（F）からA社（B）に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述のとおり、申立人及び元同僚は申立期間当時に社内の組織変

更があったと供述していること、並びに申立人はA社E支店（F）において昭和37年4月29日に被保険者資格を喪失していることを考え合わせると、当該資格喪失後は、A社（B）において、同年4月29日から被保険者資格を有するものと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B）における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和46年3月から平成11年3月までの期間において、A社に継続して勤務していたが、同社C支社から同社D支社へ異動した申立期間については、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと年金事務所から回答を受けた。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された職歴証明書及びA社C支社が作成した昭和45年11月分営業員採用報告書並びにE健康保険組合から提出された加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年4月1日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日が昭和49年3月31日となっていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 4947 (事案 2722 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和41年12月26日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年9月24日まで
② 昭和30年9月24日から同年10月1日まで
③ 昭和31年3月1日から同年9月29日まで
④ 昭和31年9月29日から32年2月1日まで
⑤ 昭和32年2月1日から同年3月31日まで
⑥ 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
⑦ 昭和32年4月1日から41年12月26日まで
⑧ 昭和41年12月26日から同年12月29日まで
⑨ 昭和41年12月29日から42年6月21日まで

私がA社D工場及び同社C工場で働いていた申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨が脱退手当金支給済の記録となっているが、受給した記憶は無いので確認してほしい。

また、私がA社に勤務した期間のうち、申立期間②、④、⑥及び⑧の厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨の脱退手当金は、申立期間⑨に係る資格喪失日から約5か月後の昭

和 42 年 11 月 16 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人から新しい資料として提出された平成 19 年 7 月 18 日時点におけるオンライン記録の「被保険者記録照会回答票（一時金画面）」の照射画面では、申立人の生年月日は「昭和 10 年*月*日」、脱退手当金の支給月数「137」と誤って記録されていたところ、現在は、生年月日は「昭和 10 年*月*日」、脱退手当金の支給月数「134」に訂正されているが、日本年金機構において当該訂正処理の経過及び処理日は不明と回答しており、申立人が自身の生年月日を誤って脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、B社は、現在でも申立人が入社した昭和 30 年 4 月 1 日以降の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失に関する届出書類を保管しており、当該事業所が脱退手当金について代理請求を行ったのであれば、脱退手当金に関係する資料を保管していないとは考え難い。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給決定日も同日であって、姓が申立人の旧姓と同じ元同僚が確認できるところ、当該元同僚の脱退手当金の支給額の計算の基となる月数は 110 か月であるのに、支給月数は 90 か月と誤っており、申立人以外にも事務処理の誤りが見受けられる。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が 6 回の被保険者期間のうち、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨のみを請求し、39 か月ある最初の事業所（E社）における被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③、⑤、⑦及び⑨に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間⑧について、申立人は、「A社D工場のF（部門）が移転し、同社C工場として新設されたのは昭和 41 年 12 月 26 日であり、実際の従業員の移転は第 1 陣が同年 12 月 26 日で、第 2 陣が同年 12 月 29 日であった。この間も退職することなく継続して勤務していた。」と具体的

に供述しているところ、同社C工場は、41年12月26日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、雇用保険の加入記録において、申立人はA社に継続して勤務していることが確認できることから、申立期間⑧について、申立人は厚生年金保険被保険者であったと認められ、申立人の同社C工場における被保険者資格取得日に係る記録を同年12月26日に訂正することが必要である。

一方、申立期間②、④及び⑥について、B社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の控えにより、当該事業所は、申立人が、i) 昭和30年4月1日にA社D工場において資格取得し、同年9月24日に資格喪失し、ii) 31年3月1日にA社D工場において資格取得し、同年9月29日に資格喪失し、iii) 32年2月1日にA社D工場において資格取得し、同年3月31日に資格喪失し、iv) 同年4月1日にA社D工場において資格取得し、41年12月26日に資格喪失した旨の届出をしたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間②、④及び⑥における賃金台帳や源泉徴収票等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間②、④及び⑥の勤務実態、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間②、④及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において記載されている資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②、④及び⑥における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から47年2月1日までについて、当該期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月6日から47年2月1日まで

私は、昭和45年3月から51年3月まで、B社のC（部門）に正社員として勤務し、D（業務）を担当した。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者記録では、昭和47年2月から加入したことになっているので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月1日から47年2月1日までの期間において、A社のE（部門）を担当するB社のC（部門）に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、B社で経理事務を担当していた元同僚は、「A社がグループ企業も含めて社会保険事務の管理をしていた。」と供述しているところ、申立人が記憶していた元同僚、並びに申立期間及びその前後の期間にB社のC（部門）に勤務し、照会に対し回答を得られた元同僚全員が、A社において、厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認できる。

さらに、上記複数の元同僚が、「申立人は、正社員として勤務していた。」と供述している上、B社のC（部門）において、同時期又は1年遅れで入社した同じ職種の複数の元同僚が、A社で、在籍期間に符合する厚

生年金保険の被保険者期間を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人と同時期に同じ職種 of C（部門）部員として勤務した複数の元同僚の標準報酬月額の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 15 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 4 月から 47 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間は、申立人は、F 厚生年金基金が発行した「一時金支払いのお知らせ」に記載されている就職年月日が同年 3 月 6 日であることから、申立期間の始期としているが、当該厚生年金基金は、当該就職年月日について、「申立人が、退職所得申告書に直接記入し、退職所得控除額の算出に用いる勤続年数の算定基礎にしかすぎず、これを根拠として、厚生年金保険への加入判定を決定付けるには、多少無理があるものとする。」と回答している。

また、申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 45 年 4 月 1 日である上、申立人と同時期に同じ職種 of C（部門）部員として入社した元同僚は、同年 4 月 1 日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は B 社における勤務の開始日について明確な記憶はなく、上記複数の元同僚からも、申立人の勤務開始日についての具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 6 日から同年 4 月 1 日までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成17年12月22日に支給された賞与が年金記録に反映されていない。厚生年金保険料を控除されているはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金元帳及び平成18年度課税証明書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与が支給されていたことが認められる。

また、当該課税証明書に記載された社会保険料控除額の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく平成17年の各月の給与から控除される社会保険料額の合計額を上回ることが確認できる。

このことから判断すると、申立人は申立期間において賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該課税証明書において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から推認できる賞与額から、28万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞

与支払届を提出していない可能性があるものの、当時の資料が無いため届出を行ったか否かについては不明としており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 4438

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から17年3月まで

私は、病気のため会社を平成13年7月に退職して約4か月間入院し、自宅療養後の申立期間はいろいろなアルバイトをしてきた。申立期間は実家にいたので、母に国民年金保険料を必ず払うように言われ、アルバイト代の中から保険料を主にコンビニエンスストアで納付してきたのに、未納になっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を主にコンビニエンスストアで納付してきた。」と主張しているが、コンビニエンスストアで保険料が納付可能となったのは、コンビニエンスストアで納付するために必要なバーコードが印字された納付書の送付が始まった平成16年4月からであり、申立期間のうち14年10月から16年3月までの保険料は、コンビニエンスストアでは納付できない。

また、申立期間は30か月と長期間である上、オンライン記録から、申立期間直前の平成13年8月から14年9月までの保険料も未納であり、申立期間直後の17年4月から同年12月までの期間は若年者納付猶予期間であることが確認できる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が図られている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、委託業者による磁気テープに基づく納付書の作成、収納機関からの納付通知の電子的実施等、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進さ

れていることを踏まえると、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人に聴取しても、申立期間当時の記憶が明確ではないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4439

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年7月まで

私は、会社を退職後、A市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は働いており、昼間は家にいなかったため、母に頼んで、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母に頼んで集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日欄には昭和46年7月3日と記載されていることから、申立人は同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、その時点を基準にすると、申立期間のうち、45年9月から46年3月までの保険料は過年度保険料となり、納付することは可能であるが、申立人が居住していたA市では、当時、集金人は現年度保険料のみを収納しており、過年度保険料は収納できなかった旨回答していることから、当該期間の保険料を集金人に納付していたとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和46年4月から同年7月までの期間については、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母も未納である上、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録は共に未納となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、申立期間の保険料納付の具体的な状況は不明であり、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4440

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から57年3月まで

私は、昭和46年3月頃、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。私の母は、母自身、父及び私の三人分の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃、申立人の母に国民年金の加入手続を行ってもらい、申立期間の国民年金保険料は申立人の母が納付していたと主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出簿から、57年11月頃に行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、この時点を基準にすると、申立期間のうち、55年9月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和55年10月から57年3月までの保険料については、申立人の加入手続が行われたと推認できる同年11月時点において過年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は申立期間に係る保険料の納付書の入手方法、納付時期及び納付金額について記憶が定かではなく、保険料を遡って納付した覚えはないと述べているなど、具体的な納付状況は不明であり、当該期間の保険料を過年度納付していたとは推認し難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は133か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から 47 年 10 月 17 日まで
② 昭和 48 年 3 月 10 日から 49 年 3 月 16 日まで

私がA社（現在は、B社）C支店及びD社（現在は、E社）に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されているということだが、D社については、フルタイムのパートだったため、当時は厚生年金保険に加入しているとは思っておらず、脱退手当金を請求するはずはない。

また、私は、A社に勤務していた期間については、結婚前に、母の勧めで脱退手当金を受給したと思っていたが、今回、私が提出したとされる「脱退手当金裁定請求書」等の書類を閲覧したところ、書類に記載された筆跡は、私のものでも、家族のものでもなく、また、請求したとすれば、A社を退職後の昭和 48 年頃のはずであり、50 年まで請求していないとすれば、A社C支店における被保険者期間の脱退手当金も、受け取っていないのではないかと疑わざるを得ないので、この期間も申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立人の脱退手当金については、脱退手当金の支給に係る脱退手当金裁定請求書、厚生年金保険脱退手当金裁定決議書及びこれらの関連資料が現存しており、これらの書類には、脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるD社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1年8か月後の日付で「支払済 50. 11. 11 小切手 第342号 F社会保険事務所」の押印が確認できる。

また、前記の脱退手当金裁定請求書には、脱退手当金が支払われた当時

の申立人の住所地が記載されている上、申立人は、昭和 49 年 4 月 * 日に婚姻し改姓しているところ、当該裁定請求書には改姓後の氏名が記載され、50 年 5 月 21 日の受付印が確認できるとともに、氏名変更に係る同年 4 月 15 日付けの事務連絡用紙が確認できることから、脱退手当金の請求と同時に氏名変更手続が行われたことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間①に勤務した A 社 C 支店及び申立期間②に勤務した D 社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立期間①の月数が誤って計算され、脱退手当金の支給額は誤っているものの、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、このほか、申立人が申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を請求する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①から引き続き勤務していた A 社 G 支店に係る 2 か月の厚生年金被保険者期間がその計算の基礎とされていないが、当該被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記号番号は、それぞれ別の記号番号で管理されていたこと、並びに A 社 G 支店及び同社 C 支店は、管轄の社会保険事務所が異なっていたことから、当該被保険者期間が計算の基礎とされていないことをもって不自然であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 1 日
② 平成 17 年 12 月 22 日
③ 平成 18 年 7 月 28 日
④ 平成 18 年 12 月 26 日

私は、A社に勤務した期間のうち、平成 17 年 8 月、同年 12 月、18 年 7 月及び同年 12 月の賞与記録が無い。毎月の給与額ぐらいの賞与は支給されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人から提出された「平成 17 年分の所得税の修正申告書B」及びB市発行の「市・県民税所得等証明書」における社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料等を合算した社会保険料控除額を下回ることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、申立期間当時の事業主に照会しても回答は得られないため、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 6 日から同年 8 月 5 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社を退職し、B社に移った際の申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていないことが判明した。申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元代表取締役の回答から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、B社は昭和 56 年 8 月 5 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、上記元代表取締役は、「当時の資料や記録は残っていないが、厚生年金保険の加入手続が遅れたのだと思う。申立人には 30 万円の給与を支給していたが、厚生年金保険料は控除していなかったように思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録の同社に係る「職歴審査照会回答票」において、昭和 56 年 8 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、申立人以外に 2 名（上記代表取締役及びその妻）確認できるところ、申立人を含む 3 名の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、記録訂正等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 4 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで
③ 平成 9 年 4 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

申立期間のうち、平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 9 月 1 日までの年金記録の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と違っているので、昭和 35 年 11 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間について、標準報酬月額を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 共済組合は、昭和 61 年 3 月まで標準報酬制度を導入していなかったことから、同年 4 月からの厚生年金保険への統合に当たって、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第 9 条及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 3 条の規定に基づく調整措置（昭和 61 年 3 月以前の各月共通の「みなしの標準報酬月額を算定する。」）が講じられており、A 共済組合から提出された申立人に係る「組合員原票」に記載された標準報酬月額は、上記調整措置に基づくものであり、オンライン記録と一致している。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 共済組合の保管する申立人に係る組合員原

票に記載された標準報酬月額とオンライン記録は一致している。

また、申立人から提出された、申立期間②のうちの平成7年10月から9年3月までの給与明細書の厚生年金保険料控除額は、A共済組合から提出された「長期経理掛金率の推移」の申立期間②当時の掛金率を確認したところ、組合員原票に記載された標準報酬月額に相当する保険料であることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間②における標準報酬月額53万円について、A共済組合は、「国家公務員共済組合法に規定される長期給付の標準報酬月額（及び掛け金）は、平成6年12月1日以前は53万円が上限値であった。」と回答している。

- 3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、当初、平成9年10月から10年9月までは53万円と記録されていたが、同年11月24日付けで、9年10月1日の定時決定及び10年10月1日の定時決定（50万円）を取り消し、9年10月1日に遡って同年10月から10年9月までが47万円に減額訂正され、同年10月から50万円として処理されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された平成9年11月から10年10月までの給与明細書の「標準報酬額」欄には、「530,000」円と記載されている上、控除厚生年金保険料額（5万3,238円）に見合う標準報酬月額は、53万円であることが確認できる。

しかし、B社は、「当時、各支社で賃金誤支給があったことから、C社会保険事務所（当時）及びD健康保険組合と打合せの上、標準報酬月額を遡って修正しているので、申立人の平成9年10月の標準報酬月額47万円（定時決定）は正しいと考える。D健康保険組合においても同様の修正を既に行っており、当時当社の支社担当者から本人に説明し、後日、本人の口座へ保険料の還付額を振込している。」と回答している。

また、B社の保管するC社会保険事務所長宛ての標準報酬月額の修正依頼文書において、出向者の割増賃金について誤支給があり、賃金を多く支給してしまった場合は、誤支給を戻入し、保険料の還付は本人指定口座への振込する旨が記載されているところ、申立人が所持する平成

10年10月から同年12月までの給与明細書により、超勤手当欄で誤支給の割増賃金が分割して精算されていることが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。